

非正規雇用労働者の処遇改善のための支援を拡充

～ キャリアアップ助成金が活用しやすくなります ～

「キャリアアップ助成金」は、有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、いわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップなどを促進するため、**正社員化、人材育成、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度**です。

賃金規定等改定（処遇改善コース）

（ ）は中小企業以外の額です。

- 有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を2%以上増額改定し、昇給した場合
- **すべての賃金規定等を増額改定した場合、対象労働者の数が**
 1人～3人：10万円（7.5万円） 4人～6人：20万円（15万円）
 7人～10人：30万円（20万円） 11人～100人：1人当たり3万円（2万円）
 - **一部（雇用形態・職種別等）の賃金規定等を増額改定した場合、対象労働者の数が**
 1人～3人：5万円（3.5万円） 4人～6人：10万円（7.5万円）
 7人～10人：15万円（10万円） 11人～100人：1人当たり1.5万円（1万円）
- ※ 職務評価の手法の活用により処遇改善を実施した場合、1事業所当たり20万円（15万円）を加算

より利用しやすいように支給要件を緩和しました（平成28年8月5日～）

- ① **キャリアアップ計画書の提出期限の緩和**
 「取組実施前1か月まで」を「取組実施日まで」に変更しました。
（人材育成コースは、従前のとおり訓練開始日の前日の1か月前まで）
- ② **賃金規定等の運用期間の緩和**
 「改定前の賃金規定等を3か月以上運用していること」が要件でしたが、**新たに賃金規定等を作成した場合でもその内容が、過去3か月の賃金の実態からみて2%以上増額していることが確認できれば支給対象**となります。
- ③ **最低賃金との関係に係る要件緩和**
 「最低賃金額の公示日以降、賃金規定等の増額分に公示された最低賃金額までの増額分は含めないこと」としていましたが、「最低賃金額の発効日以降、賃金規定等の増額分に発効された最低賃金額までの増額分は含めないこと」に変更しました。

「賃金規定等」とは

賃金規定や賃金一覧表など、賃金額の定めがあれば支給対象となります。

就業規則規定例

第〇条（賃金）
 契約社員及びパートタイマーの賃金を〇〇のとおり定める。

要件緩和

賃金規定等は、改定ではなく、新たに作成した場合でもその内容が、過去3か月の賃金実態からみて2%以上増額していることが確認できれば助成対象になります。

賃金規定等

○ 賃金規定

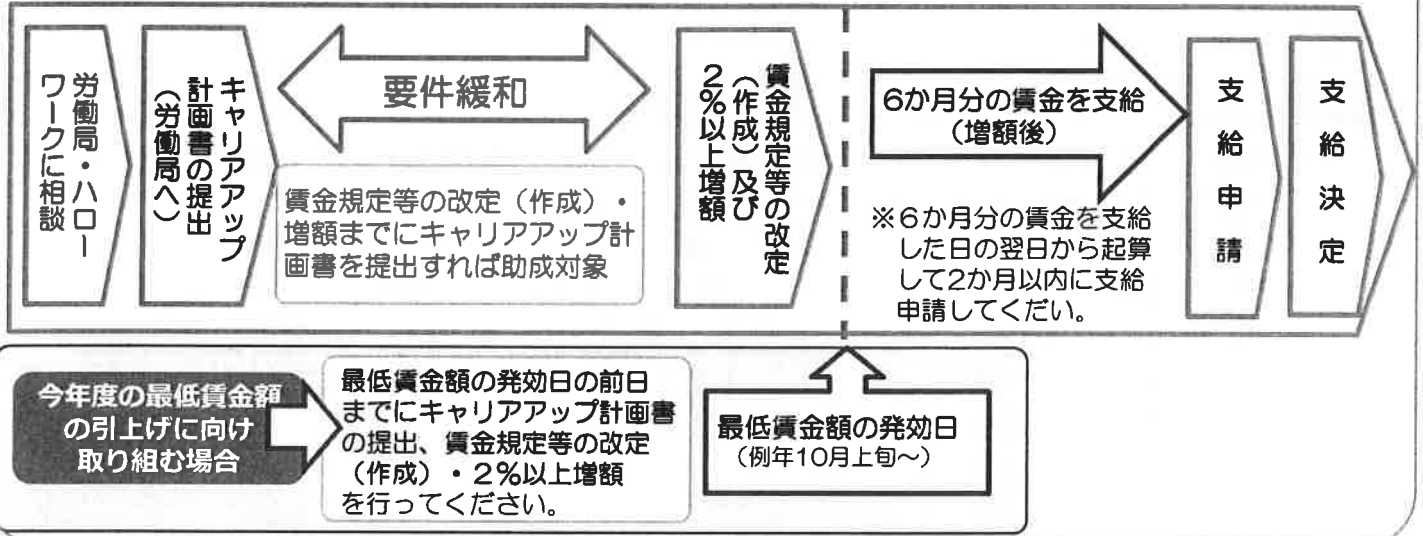
第〇条（賃金）
 賃金は、基本給、時間外手当、通勤手当とする。
 第〇条（基本給）
 基本給は、時給によって定める。なお、その金額は本人の能力及び経験等に応じ、
 ○級：〇〇円、○級：〇〇円、○級：〇〇円とする。

区分	金額(時給)
1級	〇〇〇円
2級	〇〇〇円
3級	〇〇〇円
○ 賃金一覧表	
対象者	金額(時給)
Aさん	〇〇〇円
Bさん	〇〇〇円
Cさん	〇〇〇円

※ 対象者は匿名でも可

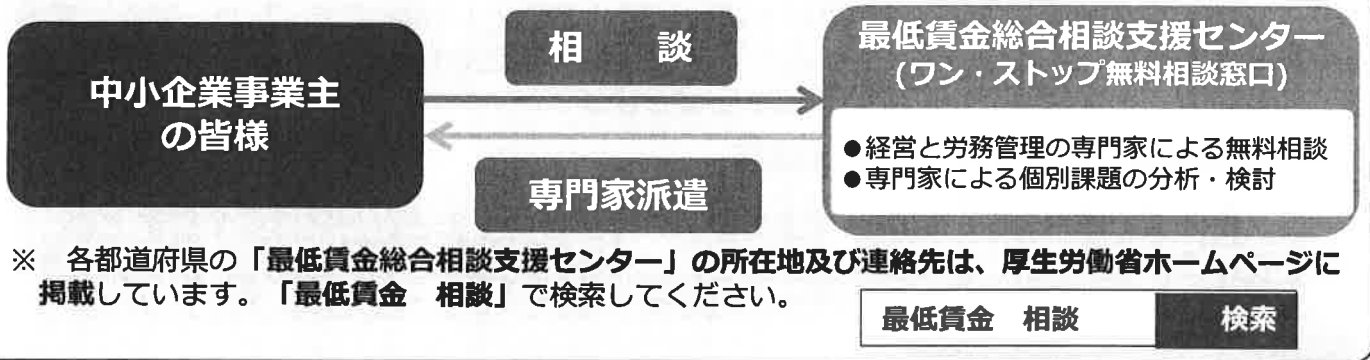
申請までの流れ

賃金規定等の改定（作成）・増額後、6か月分の賃金を支給した日の翌日から起算して2か月以内に支給申請してください。また、改定（作成）・増額までにキャリアアップ計画書を作成・提出する必要があります。



専門家派遣・相談事業による支援

全国47都道府県に設置している「最低賃金総合相談支援センター」では、賃金規定等の整備に関する相談や社会保険労務士や経営コンサルタントなどの専門家の派遣等も行っていますので、ご活用ください。



- ※ その他の支給要件もありますので、まずは都道府県労働局・ハローワークにご相談ください（支給要件を満たさない場合は助成金を受給することができません）。
- ※ コース実施日までにキャリアアップ計画書の提出が必要です（人材育成コースは訓練開始日の前日の1か月前まで）。すでに計画書を提出していても計画変更届の提出が必要となる場合があります。
- ※ キャリアアップ助成金は、助成人数や助成額に上限があります。
- ※ キャリアアップ助成金には、本コース以外にも以下のコースがあります。

- 1 正社員化コース：有期契約労働者等を正規雇用労働者・多様な正社員等に転換又は直接雇用した場合
- 2 人材育成コース：有期契約労働者等に一般職業訓練・有期実習型訓練等を実施した場合
- 3 処遇改善コース：有期契約労働者等に関して、
 - ① 全て又は一部の賃金規定等を改定し2%以上増額した場合、
 - ② 正規雇用労働者との共通の処遇改善制度（健康診断・賃金規定等）を導入し適用した場合、
 - ③ 週所定労働時間を25時間未満から30時間以上延長し社会保険を適用した場合

※ 詳細なパンフレットはホームページに掲載しています。厚生労働省HP「キャリアアップ助成金」

キャリアアップ助成金（処遇改善コース）に係る申請手続の簡素化等について

- **支給要件となる賃金テーブル等を賃金規定等に改めその周知を徹底**
 - 賃金額の定めがあれば支給対象となる（例えば、非正規雇用労働者全員の賃金額が、〇〇さん：〇〇円、××さん：××円と一覧表になっているものでもよい）
- **キャリアアップ計画書の提出期限の緩和**
 - 「取組実施前1か月まで」を「取組実施日まで」に変更
- **最低賃金額との関係に係る要件緩和**
 - 「最低賃金額の公示日以降、賃金規定等の増額分に最低賃金までの増額分は含めない」を「最低賃金額の施行日以降」に変更
- **賃金規定等の運用期間の緩和**
 - 「賃金規定等を3か月以上運用していること」との要件について、新たに賃金規定等を作成した場合でもその内容が、過去3か月の賃金の実態からみて2%以上増額していることが確認できればよいこととする
- **最低賃金総合相談支援センターによる相談支援**
 - 最低賃金総合相談支援センター（各県の商工会議所や経営者協会、社労士会などが受託）の中で賃金規定の整備に関する相談も受け付けているので、それをご利用いただくようしっかりと周知（助成金窓口でも丁寧に誘導）

キャリアアップ助成金のより一層の活用促進を図る

業務改善助成金のご案内

この助成金は、中小企業の生産性向上を支援し、事業場内の賃金引き上げを図るための制度です。

支給の要件

①事業場内で最も低い時間給800円未満の労働者（雇入れ後6月を経過していること）の賃金を60円以上引き上げる計画を作成し、賃金引き上げを行うこと。

②生産性向上のための設備・器具の導入などを行うこと。

※ 単なる経費削減のための経費、職場環境を改善するための経費、パソコン、営業車輛など社会通念上当然に必要な経費は除きます。

③事業場内で最も低い時間給が改定後の地域別最低賃金額を下回る場合は、①の賃金引き上げは、その発効日の前日までに行うことが必要です。

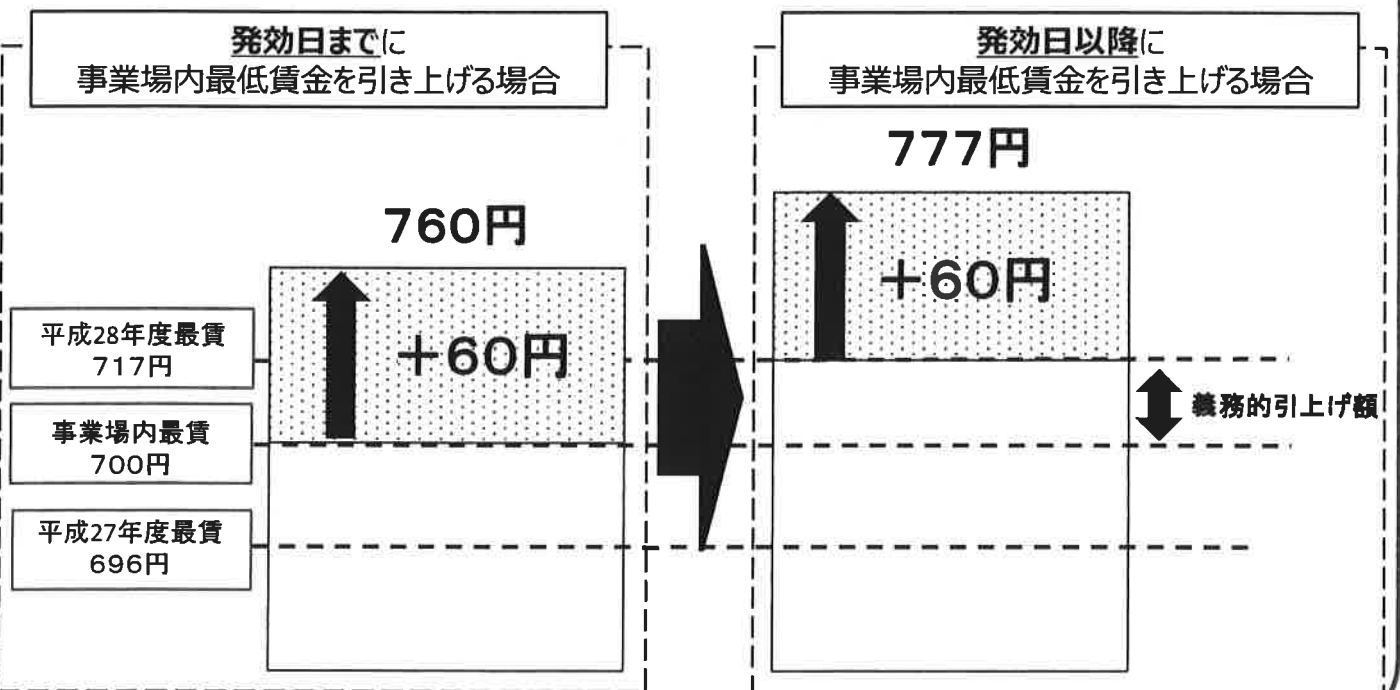
賃金引き上げを地域別最低賃金の発効日以後に行う場合は、改定後の地域別最低賃金額を基礎として、60円以上の賃上げを行うことが必要です。

③の具体例 ※発効日は都道府県により異なりますので、ご注意ください。

(例) A県B事業所

A県の地域別最低賃金 平成27年度：696円 ➡ 平成28年度（仮定）：717円（+21円）

B事業所の事業場内最低賃金：700円



支給額

常時使用する労働者の数が31人以上の企業は業務改善に要した経費の2分の1、常時使用する労働者の数が30人以下の企業は、業務改善に要した経費の4分の3となります。ただし、上限額は100万円です。
※ 平成27年度以前に業務改善助成金の交付を受けている場合は、交付対象外となります。

お問い合わせ先

全国47都道府県に設置している「最低賃金総合相談支援センター」に、お気軽にお問い合わせ下さい（所在地、電話番号は下表のとおりです）

都道府県	所在地	電話番号	受託団体名称
北海道	札幌市中央区北1条西7丁目プレスト1・7ビル3階	0120-67-3110	北海道中小企業団体中央会
青森県	青森市青柳2丁目2-6	0800-800-8667	青森県労働基準協会
岩手県	盛岡市山王町1-1	0120-198-077	岩手県社会保険労務士会
宮城県	仙台市青葉区本町1丁目9-5 五城ビル4F	0120-750-573	宮城県社会保険労務士会
秋田県	秋田市大町3-2-44 大町ビル3階	0120-695-783	秋田県社会保険労務士会
山形県	山形市七日町三丁目1番9号	0800-800-9902	山形商工会議所
福島県	福島市御山字三本松19-3	0120-541-516	福島県社会保険労務士会
茨城県	茨城県水戸市泉町2-2-33	0800-800-4864	茨城県社会保険労務士会
栃木県	宇都宮市鶴田町3492-46	0120-48-5766	栃木県社会保険労務士会
群馬県	高崎市上大類町745-10	0120-028-242	群馬人事労務研究会
埼玉県	さいたま市浦和区仲町2-16-4 岩井ビル4F A号室	0120-310-394	埼玉県雇用開発協会
千葉県	千葉市中央区千葉港4-3 千葉県経営者会館305	0120-026-210	千葉県労働基準協会連合会
東京都	東京都千代田区二番町9-8	0120-311-615	東京労働基準協会連合会
神奈川県	横浜市中区尾上町5-80 神奈川中小企業2階	0120-641-020	けいしん神奈川
新潟県	新潟市中央区東大通2丁目3-26 プレイス新潟1F	0120-009-229	新潟県社会保険労務士会
富山県	富山市総曲輪2-1-3	0120-108-312	富山県中小企業団体中央会
石川県	金沢市玉鉾2-502 エーブル金沢ビル2階	0120-928-640	石川県社会保険労務士会
福井県	福井市二の宮3丁目30番11号	0120-747-770	(株)土蔵労働コンサルタント事務所
山梨県	甲府市飯田2-2-1 山梨県中小企業会館4階	0120-610-882	山梨県中小企業団体中央会
長野県	長野市大字中御所字岡田131-10	0800-800-3028	長野県中小企業団体中央会
岐阜県	岐阜市藪田東2丁目-11-11	0120-55-4864	岐阜県社会保険労務士会
静岡県	静岡市葵区追手町44-1	0800-200-5451	静岡県中小企業団体中央会
愛知県	名古屋市熱田区三本松町3番9号	0120-868-604	愛知県社会保険労務士会
三重県	津市丸之内養正町4-1 森永三重ビル3階	0120-331-266	三重県経営者協会
滋賀県	大津市打出浜2-1 コラボしが21 6階	0120-012-128	滋賀県社会保険労務士会
京都府	京都市右京区西院東中水町17 京都府中小企業会館4階	0120-420-825	京都府中小企業団体中央会
大阪府	大阪市北区天満2-1-12 天満橋SEビル3階	0120-939-248	大阪府社会保険労務士会
兵庫県	神戸市中央区下山手通4丁目16番3号 兵庫県民会館3階	0120-340-580	兵庫県中小企業団体中央会
奈良県	奈良市西木辻町343-1 奈良県社会保険労務士会館	0120-414-811	奈良県社会保険労務士会
和歌山県	和歌山市北出島1丁目5番46号 和歌山県労働1階	0120-731-715	和歌山県社会保険労務士協同組合
鳥取県	鳥取市富安1-152 田中ビル1号館4階	0800-200-0311	鳥取県社会保険労務士会
島根県	松江市母衣町55-4 島根県商工会館4階	0120-222-469	島根県経営者協会
岡山県	岡山市北区厚生町3-1-15	0800-200-8751	岡山商工会議所
広島県	広島市中区橋本町10-10 広島インテスビル5階	0120-73-0610	広島県社会保険労務士会
山口県	山口市中央4丁目5番16号	0800-200-0186	山口県中小企業団体中央会
徳島県	徳島市南末広町5番8-8号 徳島経済産業会館2階	0120-967-951	徳島県社会保険労務士会
香川県	高松市番町2丁目2番2号 高松商工会議所会館5階	0800-888-4691	香川県経営者協会
愛媛県	松山市萱町4丁目6番地3 愛媛県社会保険労務士会内	0120-932-285	愛媛県社会保険労務士会
高知県	高知市棧橋通2丁目8番20号モリタビル2F	0120-321-116	高知県社会保険労務士会
福岡県	福岡市博多区博多東2-5-28 博多借成ビル301号	0120-946-617	福岡県社会保険労務士会
佐賀県	佐賀県佐賀市川原町8-27 平和会館1F	0120-603-946	佐賀県社会保険労務士会
長崎県	長崎市桶屋町50-1 杉本ビル3階B	0120-460-468	長崎県社会保険労務士会
熊本県	熊本市中央区安政町8-16 村瀬海運ビル7階	0120-45-1124	熊本県社会保険労務士会
大分県	大分市金池町3丁目1番64号	0120-186-331	大分県中小企業団体中央会
宮崎県	宮崎市大和町83-2 鮫島ビル1階	0120-947-485	宮崎県社会保険労務士会
鹿児島県	鹿児島県鹿児島市新屋敷町16-16	0120-898-930	鹿児島県労働基準協会
沖縄県	沖縄県那覇市松山2-2-12	0120-420-780	沖縄県社会保険労務士会

申請先

業務改善助成金の申請・支給は、都道府県労働局で行っています。
申請する事業所が所在する地域の労働局にお尋ねください。
【担当部署】各労働局雇用環境・均等部（室）

